

○国東市漏水に係る水道料金の減免取扱要綱

平成23年4月1日

告示第28号

改正 令和2年3月27日告示第35号

令和4年1月4日告示第1号

(趣旨)

第1条 この告示は、国東市水道事業給水条例(平成18年国東市条例第170号)第36条及び国東市水道事業給水条例施行規程(平成28年国東市水道事業管理規程第1号。以下「規程」という。)第26条第1項第4号の規定に基づき、漏水に係る水道料金の減免に関し必要な事項を定めるものとする。

(令2告示35・一部改正)

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 差引水量 検針時のメーター指示水量から前回検針時のメーター指示水量を差し引いた水量をいう。
- (2) 推定使用水量 漏水により使用水量が不明の場合において、実際に使用したと推定される水量をいう。
- (3) 認定使用水量 漏水減免により水道料金の対象として認定した水量をいう。

(減免の対象)

第3条 規程第26条第1項第4号に規定する不可抗力による漏水とは、次の各号のいずれかに該当する漏水とする。

- (1) 地下、床下及び壁の中等の漏水で、水道の所有者、使用者又は管理人(以下「水道使用者等」という。)が一般的な注意をしても発見が困難であると認められる漏水
- (2) 受水槽又は高架水槽からの漏水で、水道使用者等が善良な管理をしたにもかかわらず故障が原因で発生した漏水であって、かつ、今後漏水警報装置の設置又は定期的な巡回点検等の励行を確約したもの
- (3) メーター取替に起因する漏水
- (4) 暴風雪又は大雪に関する気象警報及び低温注意報発令時における凍結による漏水で、水道使用者等が善良な管理を行っていたにもかかわらず、これを防止することが困難であったと認められる漏水

(令2告示35・令4告示1・一部改正)

(減免の対象外)

第4条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、漏水減免を行わない。ただし、前条第1項第4号に該当する漏水についてはこの限りでない。

- (1) 蛇口からの漏水
- (2) 洗便所の装置の故障による漏水
- (3) クーリングタワーからの漏水
- (4) 温水器(太陽熱温水器を含む。)、湯沸し器及び附属給水器具等の故障による漏水
- (5) 配管の凍結による漏水
- (6) 不正工事によるものの漏水
- (7) 漏水箇所等の修理を故意に拒んだ場合の漏水
- (8) 漏水箇所が判明(地上で確認できるもの)しているにもかかわらず修理を怠った場合の漏水
- (9) 当該漏水の修理を国東市指定給水装置工事事業者が行っていないとき。
- (10) 漏水に係る給水装置修理完了日前1年以内に当該給水装置において漏水減免の対象となった修理を行っているとき。
- (11) その他使用量の増加が水道使用者等の管理上の責めに帰する漏水
(令4告示1・一部改正)

(減免の対象期間等)

第5条 漏水減免の対象となる期間は、1月とする。

(認定使用水量の算定等)

第6条 漏水減免による認定使用水量は、次の式により算定した水量とする。ただし、当該水量に1立方メートル未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

$(\text{差引水量} - \text{推定使用水量}) \times 1/3 + \text{推定使用水量}$

2 推定使用水量は、次により算定する。

- (1) 漏水減免対象月に対応する前年同月の使用水量
- (2) 前年同月の使用水量が特別な事情により推定使用量とすることが不適切であると認められる場合等前号により難しい場合は、漏水減免対象月前12月の平均使用水量
- (3) 前2号の規定による算定が困難な場合は、漏水修理をした月後3月の平均使用水量

(漏水減免申請)

第7条 漏水減免を受けようとする水道使用者等は、規則第26条第2項に定める水道料金等減免申請書に漏水箇所及び修理状況が判る写真等必要書類を添付して、市長に提出しなければならない。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

附 則(令和2年3月27日告示第35号)

この告示は、公示の日から施行する。

附 則(令和4年1月4日告示第1号)
この告示は、公示の日から施行する。